

## 県民説明会等でお寄せいただいたご質問に対する県の考え方について

「長野県観光振興税(仮称)骨子」に係る県民説明会、その後のアンケート及びパブリックコメントにお寄せいただいた、主なご質問に対する、現時点における県の考え方は以下のとおりです。

### 1. 課税の対象に関すること

県内在住者も課税の対象になるか。

税の公平性の観点から、県民も対象となります。

子どもも同じように課税されるのか。

税は、年齢にかかわらず、宿泊料金を伴って宿泊される方に課税されます。幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代等がかかる場合も課税対象ですが、それらの料金が免税点未満の場合は課税されません。また、宿泊料金がかかっていない場合(添い寝の場合など)は、税は課税されません。

キャンプ場やバンガロー・コテージでの宿泊も課税の対象になるか。

キャンプ場でのテント泊等、旅館業法に該当しないものであれば、税の対象にはなりません。ただし、固定式のテントやバンガロー等事業者が設けた施設で宿泊する場合は、旅館業法に該当するため、税が課税されます。

海外の学生が宿泊する場合も課税免除か。

課税免除の対象となるのは、学校教育法に定める学校等としているため、海外の学生が学習旅行等で宿泊する場合は対象外です。

免税カードを持っている大使館員等は免税になるか。

条約に基づき、免税となります。

スポーツ団体やスポーツ大会による宿泊は、課税免除になるか。

公教育の重要性に鑑み、学校行事等を例外的に課税免除としているところであり、スポーツ団体やスポーツ大会等による宿泊は課税免除の対象外です。

デイクースの場合は課税対象外か。

宿泊契約に基づく宿泊行為か否かの判断に当たっては、①6時間以上、②寝具を貸し出し、③日をまたぐ利用かという観点から1つの基準になることと考えています。なお、デイクースでも、宿泊約款に基づく宿泊契約の場合は課税の対象となります。

「1泊1名当たり300円」ということだが、2名で2泊した場合の税額は1,200円という認識でいいか。

ご認識のとおりです。

免税点が素泊まり3,000円とあるが、消費税込みで3,000円か。

消費税抜きの金額で判断します。

宿泊(素泊まり)料金は、どのように算出すればよいか。

宿泊料金の判定が容易に行えるよう、先行自治体の例を研究の上、判定事例をお示したいと考えています。

バンガローなどで、たとえば1棟最大5人まで10,000円といった金額設定の場合、宿泊人数により免税となる場合とならない場合があるということによいか。

ご認識のとおりです。一人当たりの宿泊料金により課税の対象となるかを判断します。

## 2. 特別徴収義務者に関すること

納税を拒否をされた場合の対応は。

地方税法の規定により、徴収すべき額を特別徴収義務者に納税いただくを得ませんが、支払拒否の未然防止に向け、十分な周知や説明資料の提供等に努めます。

制度が施行された場合、事業者への説明会の開催予定はあるか。

特別徴収義務者となる宿泊事業者の皆様等に向けた徴収事務等に係る説明会の開催を予定しています。

施行前に税導入のシステム改修を実施した場合は、支援の対象となるか。

税導入に係るシステム改修等に対する一定の支援を検討しており、施行までの間に実施いただく改修等についても支援の対象としたいと考えています。なお、対象となる経費等は、別途お示しする予定です。

徴収したが、納めなかった場合の罰則はないのか。

地方税法や県税条例において、罰則が設定されています。(説明会資料に記載の罰則は、税導入に当たって、県が地方税法等とは別に新しく定めるものです。)

キャッシュレス決済が増えているが、税の決済手数料は宿泊事業者が負担することになるか。

宿泊者が税をクレジットカードで支払った場合における手数料については、宿泊事業者とクレジットカード会社の契約によるものになりますので、宿泊事業者にご負担をお願いすることとなります。なお、特別徴収義務者の皆様には、納期内納入を促進し、県税収入の確保を期することを目的に、特別徴収義務者報償金を交付することとしています。

## 3. 県の事業に関すること

特別徴収義務者報償金は、税収見込みの45億円に含まれないという認識でいいか。

税収と特別徴収義務者報償金には直接の関係はありません(税収額は報償金を差し引いた金額ではありません)。

取組の方向性に、「納税者に税導入の効果を実感いただけるよう、施策・地域を極力重点化して実施」とあるが、「納税者」とは担税者である宿泊者のことか。それとも納税義務者(特別徴収義務者となる宿泊事業者)か。若しくは両方か。

税をご負担いただく宿泊者と考えています。

事業規模(50億円程度)と税収(45億円程度)の差は、一般財源から賄うのか。また、既存財源への影響はあるか。

事業規模は現時点での見込みであり、事業は実際の税収見込みに合わせ、選択し実施する予定です。なお、事業は既存財源の振替ではない、新規・拡充事業に充てる予定です。

## 4. 市町村に関すること

市町村が独自課税を行う場合、徴収事務は県・市町村のどちらが担うこととなるか。また、徴収経費の負担はどうか。

県・市町村がそれぞれ課税する場合は、特別徴収義務者の事務負担の軽減を図るため、地方税法の規定により、市町村のご了解のもと、県税に関する徴収事務の一部を市町村に担当いただくことと考えています。なお、県税の徴収に係る経費等について、当該市町村における県税収の一定比率を県から市町村に支払う予定です。

「重点交付金」の配分基準の一つである「宿泊者の周遊実績」は、どのように算定する想定か。また、「一般交付金」については、申請した市町村のみに配分されるという認識でよいか。

宿泊者の周遊状況については、人流データ(ビックデータ)により算定することを検討しております。また、交付金については、各市町村に対して事前に配分額を提示した上で、それぞれの市町村で事業計画を作成・提出いただき、交付するといった流れを想定しています。

市町村の観光協会等が説明会を希望した場合は実施いただけるか。

事業者団体や地域において、別途説明会の開催を希望される場合は、担当が可能な限り説明に伺いますので、山岳高原観光課(メール: mt-tourism@pref.nagano.lg.jp)までご相談ください。

## 5. その他

指定管理施設の条例中に、使用料1泊〇円との記載があるが、税額を明記するため条例改正が必要になるか。

税は県条例に基づき徴収するものであり、市町村の使用料を改正する必要はありません。